

# 少子化対策に関するシンポジウム企画運営支援等委託業者選定委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 少子化対策に関するシンポジウム企画運営支援等に係る委託業者（以下「委託業者」という。）の適正な選定を行うため、少子化対策に関するシンポジウム企画運営支援等委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査に関すること。
- (2) 提案の審査及び評価に関すること。
- (3) 結果の公表方法に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 保健福祉局ネウボラ推進部長
- (2) 保健福祉局ネウボラ推進部子ども企画課長
- (3) 保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課長
- (4) 経済環境局経済部雇用労働担当課長
- (5) 市民局まちづくり推進部多様性社会推進課長

## (委員長)

第4条 委員会に、委員長1人を置く。

2 委員長は、保健福祉局ネウボラ推進部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、保健福祉局ネウボラ推進部子ども企画課長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

## (持ち回り審議)

第6条 委員会は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができないときには、書類の持ち回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。

2 前項の場合において、前条第2項の規定の適用については、表決に参加した者を出席した者とみなす。

## (委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）10月10日から施行し、少子化対策に関するシンポジウム企画運営等に係る委託業者が決定したときに、その効力を失う。